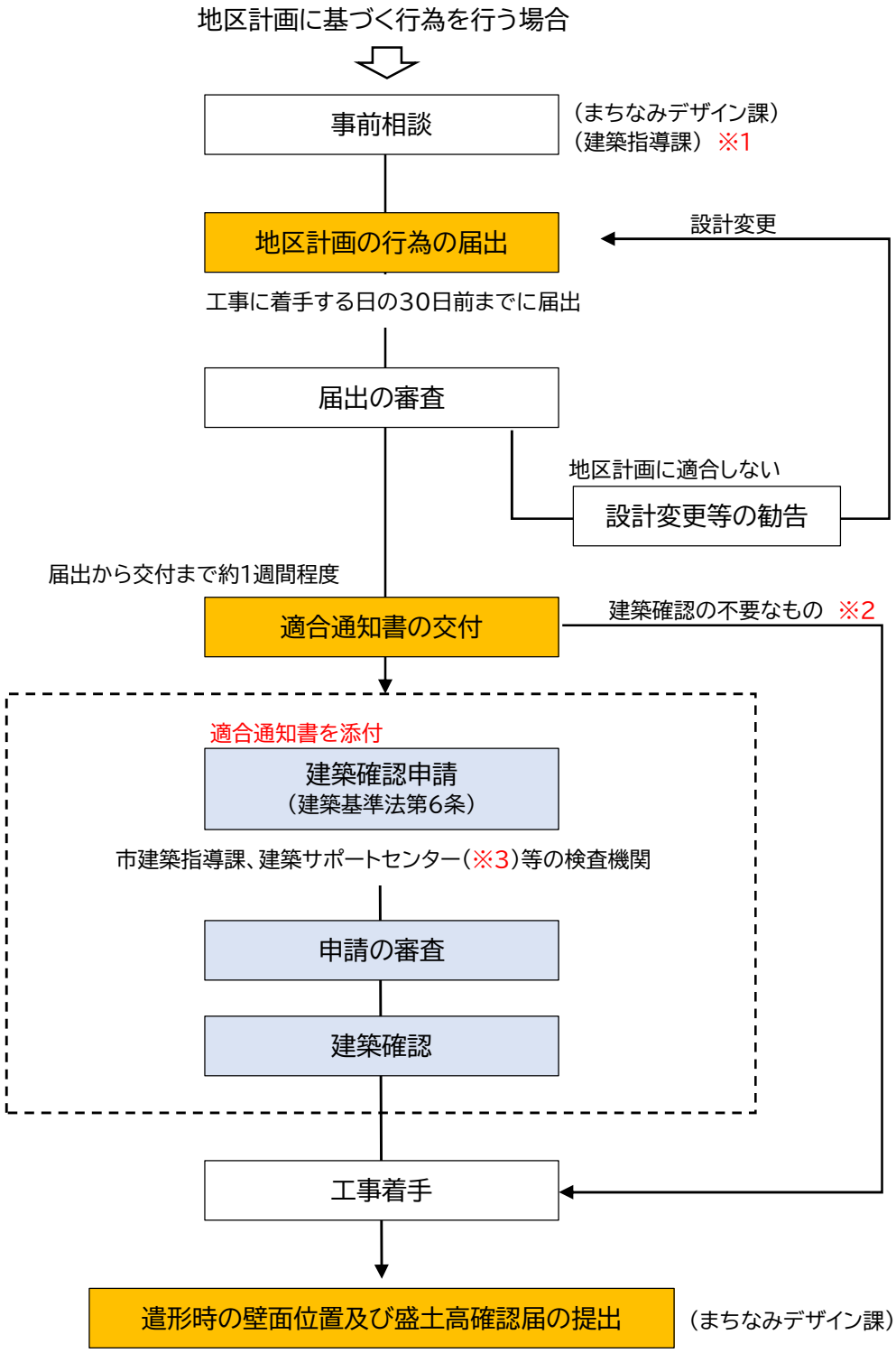
地区計画　事務手続の流れ



※1　建築基準法、用途地域等において協議等が必要な場合は、建築指導課とも事前相談を行ってください。
※2　建築確認が不要なものとは、例えば10㎡未満の増築（防火・準防火地区以外）や、垣、柵等を設置しようとするときです。なお、詳細については市建築指導課までお問い合わせ願います。
※3　建築サポートセンター　電話023－645－6600